

## 事業計画説明会の実施状況の概要書（公告用）

令和6年7月30日

住 所 大阪府東大阪市若江西新町三丁目1番5号  
 事業計画者 氏 名 伊賀環境サービス株式会社  
 代表取締役 岸 田 昌 信

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（以下「本条例」といいます。）第23条第2項及び本条例規則第20条第2項の規定により、弊社の産業廃棄物の処理施設の設置等について、次のとおり事業計画説明会の実施状況の概要を公告します。

産業廃棄物の処理施設の設置等の目的		本件事業は、過去にゴルフ場開発用地として取得し、未利用となっていた土地の一部を活用して、産業廃棄物最終処分場の需要に応えることを目的とする。
産業廃棄物の処理施設の設置等の場所		三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類		安定型産業廃棄物最終処分場
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類		廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有産業廃棄物を含む。）
産業廃棄物の処理施設の処理能力		300m <sup>3</sup> ／日（8時間） 面積：24,917.85m <sup>2</sup> 埋立容量：251,055m <sup>3</sup>
事業計画説明会の実施状況の概要書 縦覧方法	縦覧場所	事業計画者の事務所（大阪府東大阪市）及び事業計画者ホームページ、伊賀市役所大山田支所、各地区市民センター（阿波地区市民センター、布引地区市民センター及び山田地区市民センター）
	縦覧開始予定	令和6年8月1日
	縦覧時間	9時00分～12時00分 13時00分～17時00分

説明会の開催 日時及び場所 並びに 参加人数	阿波地域住民 自治協議会の 地域住民の 皆様	日 時：令和6年5月18日（土）18：30 場 所：大山田東体育館 参加人数：55名（ただし参加名簿による記載人数） 説明会における事業計画に対する意見及び 質疑応答の要旨は別紙1をご参照ください。
		(1) 意見書は弊社指定の様式（任意）※1 (2) 提出先：※2のとおり (3) 意見書提出期限（厳守） （郵送の場合）令和6年8月12日必着 （メール場合）令和6年8月12日23：59
	布引地域住民 自治協議会の 地域住民の 皆様	日時：令和6年5月24日（金）19：00 場所：布引地区市民センター 参加人数：18名（ただし参加名簿による記載人数） 説明会における事業計画に対する意見及び 質疑応答の要旨は別紙2をご参照ください。
		(1) 意見書は弊社指定の様式（任意）※1 (2) 提出先：※2のとおり (3) 意見書提出期限（厳守） （郵送の場合）令和6年8月12日必着 （メール場合）令和6年8月12日23：59
	山田地域住民 自治協議会の 地域住民の 皆様	日時：令和6年7月13日（土）19：00 場所：伊賀市農村環境改善センター 参加人数：98名（ただし参加名簿による記載人数） 説明会における事業計画に対する意見及び 質疑応答の要旨は別紙3をご参照ください。
		(1) 意見書は弊社指定の様式（任意）※1 (2) 提出先：※2のとおり (3) 意見書提出期限（厳守） （郵送の場合）令和6年8月12日必着 （メール場合）令和6年8月12日23：59

※1 意見書は弊社指定の様式をご使用ください(任意)。ただし、弊社指定の様式を使用されない場合においても、①意見書提出者の氏名・住所（法人様その他団体様の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、②事業計画者（弊社の会社名及び代表者氏名）、③事業計画地及び④産業廃棄物の処理施設の種類（安定型産業廃棄物最終処分場）及び⑤意見の理由を記載していただく必要があります（本条例規則第21条）。また、意見の内容は、弊社の事業計画に対し、生活環境の保全上の見地からの意見に限りますので、この点、ご理解くださいませ。

※2：意見書提出先

（郵送の場合） 〒578-0944 大阪府東大阪市若江西新町三丁目1番5号  
伊賀環境サービス株式会社 事務局宛

（メールの場合） [info@iga-envsrv.co.jp](mailto:info@iga-envsrv.co.jp) 同アドレス宛に意見書を送信してください。

### （見解書の提出）

関係住民の皆様から意見書の提出があった場合、弊社は、意見書提出期限から14日以内に見解書を作成し、上記事業計画書の縦覧方法と同様の方法により、これを縦覧に供します。また、弊社が見解書の縦覧を開始する場合、縦覧開始予定日の3日前までに、弊社ホームページで告知させていただくとともに、各自治協議会の事務局様あてにご連絡致します。

意見書提出者様からの意見の内容が重複している場合、弊社は、包括して見解書を作成させていただく場合がございます。

### （再意見書の提出）

関係住民の皆様は、弊社が見解書の縦覧を開始した日の翌日から起算して30日を経過する日までに、弊社の見解書に対して、生活環境の保全上の見地から再意見書を提出することができます。なお、再意見書の提出期限は、見解書の縦覧と同時にご案内させていただきます。

なお、再意見書の提出方法は上記※1及び※2の方法と同様の方法によります。

### （再見解書の提出）

関係住民の皆様から再意見書の提出があった場合、弊社は、再意見書提出期限から14日以内に再見解書を作成し、上記事業計画書の縦覧方法と同様の方法により、これを縦覧に供します。また、弊社が再見解書の縦覧を開始する場合、縦覧開始予定日の3日前までに、弊社ホームページで告知させていただくとともに、各自治協議会の事務局様あてにご連絡致します。

弊社と関係住民の皆様との間における意見書及び見解書のやりとりは、以後、上記の方法と同様の方法によるものとします。

## 別紙1 (仮称) 大山田産業廃棄物最終処分場設置及び運営事業計画、地元説明会 (要旨)

### ●関係住民

阿波地域住民自治協議会様の地域の住民の皆様：55名 (無記名者の人数：不明)

説明会開催日時：令和6年5月18日 (土) 18:30～21:45

場 所：大山田東体育館

### ●事業者側出席者 (計4名)

(株)デイリー社 法務部 大城広文 (伊賀環境サービス(株)から業務受託)

司会進行、概要書作成者

京阪グリーン開発(株) 代表取締役 園田剛則 (ヨシノリ)

※大津市にて安定型産業廃棄物最終処分場を運営している会社の責任者

(株)新洲 酒井充 (常務取締役) ※生活環境影響調査担当

(株)山崎開発設計 山崎道雄 (技術顧問) ※設計担当

冒頭、事業者側における自己紹介

説明会の進め方について案内

⇒事業計画書説明会資料及び図面のとおり説明

⇒その後、質疑応答の時間を設ける旨の説明 (大城)

・・・以下、資料に沿って説明・・・

・事業計画の目的・意義

・事業概要

事業場の場所、事業内容、埋立方法、使用重機、営業日数 (時間)、事業スケジュール  
主な施設の説明、施設構造の説明、維持管理・搬入管理方法等の説明、交通計画、  
水質基準

・用語解説 (本件事業が周辺地域に与える影響を調査した結果を説明するためのもの)

・本件事業が周辺地域に与える影響を調査した結果の説明

・調査項目 (大気への影響、水質の影響、騒音・振動の影響)

・現況調査結果 (今現在の状況を調査した結果※事業実施前の調査結果)

・上記各調査項目 (大気・水質・騒音・振動) の環境基準等の説明、  
本件事業を実施した場合における影響の予測・評価・結論

⇒ここまでが廃掃法上の生活環境影響調査結果報告

・伊賀市水道水源保護条例における水質への影響について

・地盤の安定性 (本件事業を実施することによるもの)

・上記調査結果について専門家による検証がなされることについて

・希少動植物の調査結果について (三重県自然環境保全条例)

・総合評価結果について

・意見書の提出方法及び期限等について

・今後の手続きについて

(質疑応答要旨)

1 出席者名簿の記載については任意か?

(事業者側回答)

⇒出席人数の把握、意見書が出た場合にどの地域に住んでいるかの把握させていただきたいと  
思います。条例上、三重県に報告する義務があります。削除を希望であれば削除しても大丈夫  
です。強制ではないです。

2 本件事業と地域の共生とは？教育とは？

(事業者側回答)

⇒5年から7年後に埋立事業が終われば、面積規模の大きいフラットな土地ができます。その土地を利用して地元住民と共生できる施設を作れたらいいと考えています。

3 生活環境影響調査結果について、地元住民立会の上で、再実施（再調査）してほしい。

(事業者側回答)

⇒現時点では住民立会での検査は考えていませんが、ご意見として前向きに検討します。

4 廃棄物（荷物）検査は従業員だけ？地元住民も立ち会えるようにしてほしい。

(事業者側回答)

⇒伊賀環境サービスで雇用した従業員が検査します。立会については検討します。

5 搬入路（進入路）には警備員を配置してほしい。

(事業者側回答)

⇒警備員を置く前提で考えています。

6 ゴミ処理施設とは「負の施設」であるイメージがあるが？会社としてはどう考えるか？

(事業者側回答)

⇒社会的に無くてはならない施設として考えています。企業として社会貢献できる施設にし、誇りに思ってもらえるような事業にしたいです。

7 地域貢献とはどのようなことを考えているのか？

(事業者側回答)

⇒地域住民と協議して、跡地を利用した施設を作りたいと考えています。

8 会社としてコンプライアンス、または従業員教育をどのように考えているのか？

(事業者側回答)

⇒許可品目以外の廃棄物を埋め立ててしまったり、不正があると、許可が取り消されます。許可が取り消されること自体が会社にとって不利益となり、許可が取り消されないように徹底して、社員の教育をします。社員教育用のマニュアルや維持管理マニュアルもあります。

9 許可品目であるかの選別は目視と臭い確認だけか？

(事業者側回答)

⇒搬入トラックをマニフェストの品目を検査しています。判別ができないものは事前に工場に廃棄物を確認しに行ったり、(廃棄物の)データ資料を提出してもらっています。その他、水質の簡易検査も行い、対応します。

10 水質検査の提出義務の範囲はどこまでか？

(事業者側回答)

⇒行政に対しては提出義務があります。(デイリー社グループが運営している大津市の)処分場では自治会長に提出しています。本件事業でも地元から要望があれば同じ対応をさせていただくことも可能です。

11 地盤の安定性について、震度いくらを想定しているのか？

(事業者側回答)

⇒気象庁が示す震度と、地盤の安定計算とは基準が異なります。地盤の安定性は土木工学等による基準値を用いて安全率を計算しています。重力の0.2をかけるという基準があり、国土

交通省で決まっています。

12 処分委託契約書の公開は可能か？

(事業者側回答)

⇒ひな型は公開可能で、業者一覧等は見せられますが、契約書そのもの自体は公開できません。

13 処分場には地元住民はいつでも立入可にすべき、監視カメラを設置すべき。

(事業者側回答)

⇒見学や案内は、事前に申し出てもらえれば可能です。セキュリティや安全性の観点から急な対応は不可能です。監視カメラの設置等、住民の皆様が安心できる方法を検討し協議させていただきたいです。

14 水質検査はいくらでも調整できる。信用できない。

(事業者側回答)

⇒不正を行う前提の質問は答えようがないです。不正は行いませんとしか答えようがないです。ご意見があれば、意見書で提出していただきたいです。

15 事業地の所有関係、土地面積（公簿）、大山田開発株の土地面積は？

(事業者側回答)

⇒本件事業はすべて自社地であり、伊賀環境サービスの所有面積は公簿で22,396㎡です。関連会社として、大山田開発株式会社という会社がありますが、同社の所有地面積は何十万㎡あります。後日、回答します。 ⇒ 公簿面積328,593㎡※回答済

16 フェンスは事業地内に設置するのか？事業地が25,000㎡を超えるのでは？

(事業者側回答)

⇒事業区域内にフェンスを設置します。現在の事業地面積を超えることはありません。

17 アセス逃れの計画では？

(事業者側回答)

⇒2万5000㎡という数字を意識して事業を計画したのは事実です。ただ、今回の事業用地面積以上の事業を計画することも可能です。引いては、条例アセスの対象となるような事業も計画することも想定できましたが、そこは、事業規模を小さくしました。つまり、会社としては、地域住民および環境に配慮した事業計画にした。という認識をしており、間違った事業計画ではないと考えます。

18 安心できる事業計画であるということをもっと周知すべき。周知方法を検討すべき。

(事業者側回答)

⇒本件事業における服部川への排水は、水処理施設を設置し、これを經由する計画にしました。この点において会社として環境に配慮した事業計画にしたという認識ではありますが、安心できる事業計画であるということを知ることができていないと指摘されるのであれば、今後、できるだけわかりやすく、十分な周知ができるような方法を検討していきたいです。

19 伊賀米、伊賀米を使用した日本酒への風評被害が懸念され、これに対する対応は？

(事業者側回答)

⇒現時点で、風評被害が発生することの想定はできていませんので、会社として補償は検討できていません。服部川の水を使って、どのような事業をしているのかを会社として把握した上で最大限に何ができるのかを考えます。

20 覆土は計画地内で足りるのか？足りない場合、通行トラックが計画より増えるのでは？

(事業者側回答)

⇒覆土は事業地内から賄えない可能性もあります。ただ隣接地に関連会社の土地もあります。トラックが増えることは可能性としてはありますが、今のところはトラックが計画より増えないよう検討します。

21 希少動植物の調査について範囲の決め方や方法は、専門家を入れて検討したのか、対応方法は適切か？

(事業者側回答)

⇒オオサンショウウオの權威の●●●●さんに相談して意見を聞いています。  
事業の実施により影響を与える動植物に関しては移植などして対応をします。

22 生活環境影響調査は虚偽である(ちゃんと調査していない)。ちゃんと実施していない。昔、10年前、奥馬野地域で不法投棄があった。本件事業についてみんなが心配している。

(事業者側回答)

⇒伊賀環境の所有地で計画しています。きちんと調べています。

23 ぜんぜん安心してもらおうための事業計画になっていない。この説明会に来た人に、安心できるかできないかという数を数えては？挙手で。

(事業者側回答)

⇒安心していただくために作成した資料です。個人の意見で挙手を強制すること自体が公正でないと考えます。個人の意見は意見書で提出してください。

24 水質検査において、県・市・地元で立ち会って実施すべき。

(事業者側回答)

合意形成の手段として、地域の自治会と事業開始する前に協定を結ぶ予定であり、必要であれば、その協定で決めたらいいのではないのでしょうか。立会実施については検討します。

25 意見書の提出先について、各自治会長さんに提出する形でお願いします。

(事業者側回答)

自治会経由でも、私の手元に届くのであれば、手段は問題ありません。

26 社会的意義について、企業としてどう考えているのか？

(事業者側回答)

水処理施設を設けて、廃棄物を通した水は水処理施設を通してきれいにして排出していく予定にしています。

27 水処理施設の処理方法の計算式は？最大雨量どの程度を見込んでいるのか？図面7の水処理施設の溜池の容量として120立方メートルと書いていますがどのような計算方法か？

(事業者側回答)

年間降水量の最大値年1722.9mm、月間最大511mm、1日の最大212mm、24時間最大244.5mm、1時間当たり59.5mm等、三重県の気象庁のデータ20年分を参考・活用して、かつ、埋立面積から算出して1日当たり最大78m<sup>3</sup>の水が排出されるであろうという計算をしています。その最大値78m<sup>3</sup>の1.5倍である120m<sup>3</sup>を溜池の容量としました。あくまで浸透水、流出係数等を考慮して計算しています。

以上

## 別紙2 (仮称) 大山田産業廃棄物最終処分場設置及び運営事業計画、地元説明会 (要旨)

### ●関係住民

布引地域住民自治協議会様の地域の住民の皆様：18名（無記名者の人数：不明）

説明会開催日時：令和6年5月24日（金）19：00～21：00

場 所：布引地区市民センター

### ●事業者側出席者（計3名）

(株)デイリー社 法務部 大城広文（伊賀環境サービス(株)から業務受託）

司会進行、概要書作成者

(株)新洲 酒井充（常務取締役）※生活環境影響調査担当

(株)山崎開発設計 山崎道雄（技術顧問）※設計担当

冒頭、事業者側における自己紹介

説明会の進め方について案内

⇒事業計画書説明会資料及び図面のとおりの説明

⇒その後、質疑応答の時間を設ける旨の説明（大城）

・・・以下、資料に沿って説明（生活環境影響調査結果については水質に関する報告に特化して説明）・・・

・事業計画の目的・意義

・事業概要

事業場の場所、事業内容、埋立方法、使用重機、営業日数（時間）、事業スケジュール  
主な施設の説明、施設構造の説明、維持管理・搬入管理方法等の説明、交通計画、  
水質基準

・用語解説（本件事業が周辺地域に与える影響を調査した結果を説明するためのもの）

・本件事業が周辺地域に与える影響を調査した結果の説明

・調査項目（大気への影響、水質の影響、騒音・振動の影響）

・現況調査結果（今現在の状況を調査した結果※事業実施前の調査結果）

・上記各調査項目（大気・水質・騒音・振動）の環境基準等の説明、  
本件事業を実施した場合における影響の予測・評価・結論

⇒ここまでが廃掃法上の生活環境影響調査結果報告

・伊賀市水道水源保護条例における水質への影響について

・地盤の安定性（本件事業を実施することによるもの）

・上記調査結果について専門家による検証がなされることについて

・希少動植物の調査結果について（三重県自然環境保全条例）

・総合評価結果について

・意見書の提出方法及び期限等について

・今後の手続きについて

（質疑応答要旨）

1 水処理施設の性能はどのように計算したのか？

（事業者側回答）

⇒伊賀市上野の気象庁の20年間の過去データを使って、最大降雨量の年間・月間・時間・1日あたりMAX（最大値）で計算した上で浸透水の量を試算しました。一定の浸透係数で1日あたり最大で78 m<sup>3</sup>の排出量を算出しました。その最大値の1.5倍、120 m<sup>3</sup>の排出量に対応できるという設計にしています。



2 安定型産業廃棄物に関し「容易に化学変化を起こさない」と記載しているが、化学変化を起こすこともあり得るのか（酸性雨等の環境変化による）？

（事業者側回答）

⇒法律上、決められた（許可された）ものを埋め立てます。化学変化がしないものを埋め立てます。

3 閉鎖の基準や目安は？

（事業者側回答）

⇒法律上、閉鎖基準があります。安定型ではガスは発生しませんが、ガス濃度、水質基準が安定するまでは閉鎖できないという形になります。すなわち、安定したら閉鎖及び行政手続き（閉鎖届）を行います。水質が安定するまでは維持管理を行います。

4 三重県外の産業廃棄物を処分する（受け入れる）のか？

（事業者側回答）

⇒県外廃棄物の受入・処分はあり得ます。

5 許可品目以外を受け入れるのでは？選別方法は大丈夫なのか？

（事業者側回答）

⇒許可品目外を受け入れると、我々の事業停止になるので、許可品目の選別は徹底して行います。微妙なところは簡易検査キットで調べて受入れ可能か判断します。

6 大規模災害等による処分場への廃棄物の受入れの可能性はあるのか？

（事業者側回答）

⇒安定型最終処分場なので、大規模災害による廃棄物の処分は主に管理型になると思います。県や行政から協力依頼があれば社会貢献の一環としてできることはさせていただきます。その際、事前に地域住民の皆様には報告等はしようとは思っています。

7 運搬車両について過積載等、法令順守の徹底対策はどのように実施するのか（ぜひ業者に対し勉強会等やってほしい）？

（事業者側回答）

⇒契約前に中間処理業者を訪問して荷物を確認した上で契約を締結します。許可品目を徹底してもらおうと車両の通行等、遵守事項については説明します。勉強会まではすることを予定しませんが、契約前に周知・徹底します。

8 処分場の定期的な見学会を実施してほしい。

（事業者側回答）

⇒生活環境保全協定という書面を取り交し、その中で希望であれば処分場の見学会の実施の取り決めは可能です。

9 跡地利用はどのように考えているのか？

（事業者側回答）

⇒フラットな土地になるので、地元住民に貢献できる施設にしたいと考えています。

10 条例アセスを意識した事業面積になっているが、次の計画はあるのか？

（事業者側回答）

⇒25,000㎡を超えると条例アセスの対象となり、その数字を意識したのは事実です。次の計画があるかはまだわからない。「わからない。」というのが回答です。

11 滋賀県大津市での処分場の内容を教えてほしい。

(事業者側回答)

⇒安定型の産業廃棄物最終処分場です。ゴルフ場の谷に埋めてゴルフ場に戻す計画をしています。第一処分場は埋立完了してゴルフ場に戻っています。現在、第二処分場の許可をとって事業を実施しています。規模は約50,000㎡、容量は約55万㎡です。

12 覆土は？通行トラックが増える可能性があるのでは？

(事業者側回答)

⇒基本、事業用地内に出る土で覆土をします。足りない場合は周辺地域から持ってくることも視野に入れています。搬入車両は増える可能性もあります。

13 進入路（搬入路）の道路幅には問題ないのか？10t車通れない。

(事業者側回答)

⇒道路課と相談します。警備員の設置を考えています。

14 搬入計画数量は正しい？1日300㎡も搬入できる？

(事業者側回答)

⇒滋賀県大津市の実績で算出しています。多少の誤差はあります。

15 閉鎖後に問題が起きた場合の対応は誰がするのか（例えば50年後に急に問題が起きた場合とか）？

(事業者側回答)

⇒何かできることはあるか検討します。跡地を利用する場合は、その施設運営管理と一緒に維持管理をします。

16 将来、土地について誰が管理するのか？いつまで管理するのか？

(事業者側回答)

⇒山の所有権がある限りは管理します。管理・対応方法は県と協議します。

17 (トラックのタイヤ等に付着した) 外来種の混入対策は？

(事業者側回答)

⇒対策を検討します。

18 雨水が流れてきたら？事業用地内の雨水と浸透水を集めた計算？

(事業者側回答)

⇒事業用地外の雨水は、事業用地内に入ってこないように外周側溝を設けます。

調整池と浸透水の溜池の二つの池を設置し、浸透水は水処理施設で処理し、雨水は調整池のため、ゆっくり排水します。

19 浸透水の処理は？水質検査は？

(事業者側回答)

⇒最大雨量を年間の雨量を365日で割って、平均した時に1日いくらかと浸透した水を施設の中で水路を作ります。廃棄物を入れる前にドレンを作って有孔管を埋設して、浸透水が浸透水ため池に溜めます。浸透水ため池に溜まった水を検査します。水処理施設を通したあとの水も検査します。

20 水処理施設とはどんなもの？

(事業者側回答)

⇒活性炭で不純物を取り除く設備です。

21 調整池は常時どのくらいの水がありますか？

(事業者側回答)

⇒調整池の三重県の計算基準があるので、それを使ってタンクの容量を計算しています。  
現在の設計では約600 m<sup>3</sup>までは溜められます。

22 会社の資金力は？資本関係？

(事業者側回答)

⇒デイリー社が出資した会社です。デイリー社グループは国内で8か所ゴルフ場を運営しています。三重県にあるニチニチ製菓も同じグループ会社です。

23 地盤の安定性について震度では？大丈夫か？

(事業者側回答)

⇒堰堤が潰れることは計算上ありえません。土木工学等の計算式を用い、一番不利な状況で計算しています。潰れないように工事を進めていくのが土木の基本です。

以上

### 別紙3 (仮称) 大山田産業廃棄物最終処分場設置及び運営事業計画、地元説明会 (要旨)

#### ●関係住民

山田地域住民自治協議会様の地域の住民の皆様：98名（無記名者の人数：不明）

説明会開催日時：令和6年7月13日（土）19：00～21：50

場 所：伊賀市大山田農村改善センター2階、大会議室

#### ●事業者側出席者（計3名）

(株)デイリー社 法務部 大城広文（伊賀環境サービス(株)から業務受託）

司会進行、概要書作成者

(株)新洲 酒井充（常務取締役）※生活環境影響調査担当

(株)山崎開発設計 山崎道雄（技術顧問）※設計担当

冒頭、事業者側における自己紹介

説明会の進め方について案内

⇒事業計画書説明会資料及び図面のとおり説明

⇒その後、質疑応答の時間を設ける旨の説明（大城）

・・・以下、資料に沿って説明・・・

・事業計画の目的・意義

・事業概要

事業場の場所、事業内容、埋立方法、使用重機、営業日数（時間）、事業スケジュール

主な施設の説明、施設構造の説明、維持管理・搬入管理方法等の説明、交通計画、

水質基準

・用語解説（本件事業が周辺地域に与える影響を調査した結果を説明するためのもの）

・本件事業が周辺地域に与える影響を調査した結果の説明

・調査項目（大気への影響、水質の影響、騒音・振動の影響）

・現況調査結果（今現在の状況を調査した結果※事業実施前の調査結果）

・上記各調査項目（大気・水質・騒音・振動）の環境基準等の説明、

本件事業を実施した場合における影響の予測・評価・結論

⇒ここまですら廃掃法上の生活環境影響調査結果報告

・伊賀市水道水源保護条例における水質への影響について

・地盤の安定性（本件事業を実施することによるもの）

・上記調査結果について専門家による検証がなされることについて

・希少動植物の調査結果について（三重県自然環境保全条例）

・総合評価結果について

・意見書の提出方法及び期限等について

・今後の手続きについて

（質疑応答要旨）

1 最終処分場の埋立する前にリサイクル可能な廃棄物の分別処理等どのようになっているのか？分別した上でリサイクルできないものを埋め立てているのか？

（事業者側回答）

⇒廃棄物は年間約4千万トンの廃棄物が出ていますが、リサイクルや再利用されているのはおおむね90%以上はあります。どうしても処理しきれないものを埋立処理のために受け入れさせていただきます。

2 伊賀環境サービス株式会社は民間会社なのか？なぜ大山田地区のところに産廃事業を持ってきたのか？大多数の住民が事業計画に対し、反対しているのにもかかわらず、なぜ計画を進

めているのか。

(事業者側回答)

⇒大多数の住民の皆様が、我々の事業計画に対し反対されており、行政に対し請願書を出されているのも承知している。このような事業計画の進め方になっているのは、三重県の廃掃法条例における手続きフローが定められており、それに従って進めている。

3 我々は川の水を飲んでいるし、温泉もある。もっと調べてから事業計画を立てないと。数字だけの問題ではない。

(事業者側回答)

⇒真摯に受け止めさせていただきます。

4 水質調査(検査)をどこが行うのか?

(事業者側回答)

⇒事業者側で水を取って、検査機関、検査業者に水を出して分析を依頼します。

5 車上検査目視だけでは、仮に目に見えないもの(たとえば放射線物質)が混ざってもわからないですね。

(事業者側回答)

⇒契約する前に、中間処理場という排出事業所の工場に行き、きちんと選別できているか確認し、選別が出来ているもの契約する。持ってきてトラックは、車上から見て、臭いと許可品目以外が混入していないか検査します。問題なければ、その次に、埋めたてする前に展開検査場でトラックの荷物を概ね50cm程度に敷きならして、4人~6人で廃棄物で問題ないか目視で検査しています。ただ、問題が懸念されるような廃棄物については事前にデータシート等において確認することがあります。放射性物質など勝手に廃棄すると犯罪ですので、そのような業者とは契約しません。

6 目視確認での埋め立てで埋まってしまえばわからなくなるので、最後排水の前にチェックできるようなものを設置していただくとか、安定型産業廃棄物とはいえ、何百年単位で分解されていくものなので、保守はいつまでやってくれますか。

(事業者側回答)

⇒基本、施設の閉鎖基準が法律で定められているので、水質が一定の基準以下になるまでは永遠に管理していくことになります。

7 会社が倒産した場合は?

(事業者側回答)

⇒土地の所有権が会社にある以上、その会社が管理していく。倒産した場合は、破産管財人というものがつくので、その管財人が次の管理者を見つけることになります。

8 風評被害(お米や野菜)で影響があればどのような補填(補償)を考えていますか。

また、交通量が非常に増え、追い越し禁止や速度制限を守ることは当然ですが、それ以外にも対策を講じていただきたい。

(事業者側回答)

⇒風評被害への補償や対応に関しては、阿波地域の住民の方からもお話を頂いていますので、社内で十分検討させていただかないといけないと理解しています。

我々は水処理施設を設置しますので、水処理施設を通ったものしか排水していないと十分にアピールしていきたいですし、事業計画を進めるにあたり地域の皆様と意見交換をさせていただきたいと考えています。

9 事業計画自体は法令に基づいてしっかり作成されていて、環境に影響はない設計にはなっていると思うが、住民のみんなが気にしているのはそれ以外の部分で、納得できない部分があると思うので、そこはしっかり納得させてほしい。

(事業者側回答)

⇒今回の説明会を契機として、事業計画を固めていくためには自治会様としっかり意見交換等をさせていただかないと前に進めないと考えているので、そこはしっかり対応させていただきたいと考えています。

10 大山田地区は農業従事者も多く、伊賀米がおいしく有名で、山田地区の文化も知ってくれていると思うけれども、服部川の水でお米を作っていて、産廃施設の排水の影響を受けた水で作ったお米に対する風評被害は本当にこわい。JAともしっかり問題ない旨を協議してほしい。米価が下落したり、販売力が落ちたりしたらどう補償してくれるのか。しっかり念頭においてほしい。基本、事業には反対だけど。

(事業者側回答)

⇒承知しました。

11 御社は「ISO14001」を取得されていますか？第三者から監視、監査を受けないと、自分達だけの管理ではアバウトになる。第三者からきちんと維持管理されていることを確認してもらうのはどうですか。「ISO14001」を取得してください。

(事業者側回答)

⇒社内に持ち返って検討させていただきます。

12 御社が保有されている土地の面積は。

(事業者側回答)

⇒伊賀環境サービスは公簿面積で約2万3000平米です。関連会社(大山田開発株)と合わせて、公簿面積約32万8600平米あります。

13 事業面積(2万4900平米)にしたのは、なぜその面積なのですか。

(事業者側回答)

⇒条例アセス基準がありますので、2万5000平米以上の事業計画地をする場合は三重県環境影響条例の条例調査が必要になります。その調査は高額な調査になりますので、その数字を意識して計画しています。ただ事業の性質上、埋立場所の設定が必要であるので、いまの事業計画地がもっとも適切であると判断しています。

14 われわれ地域住民を安心させるため、条例アセスをやっていただくことを希望します。

15 水質検査項目としてBOD、COD、SSと管理されるとのことですが、あと、有機フッ素化合物(PFAS)はどうしますか？

(事業者側回答)

⇒今のところは管理する予定はありませんが、行政手続きを進めていく上で、PFASの検査も視野に入れていかないといけないと考えています。

16 全国の最終処分場でPFASが問題となっているので、是非、検査・管理してください。とても安心できません。

(事業者側回答)

⇒ご意見としては承ります。

17 伊賀環境サービスの会社の沿革や業績の資料はありませんか。会社がつぶれてしまえば、

将来、問題が生じたとき、どこが補償するのですか。

(事業者側回答)

⇒この事業を行うために令和3年に設立した会社です。収入も借金もございません。他の事業も行っていないので、他の事業による倒産リスクはないと考えていただきたいと思います。

18 今日伊賀環境サービスの社長や社員も来られていない、県にも話をした。説明会の体をなしていない。四日市市、大阪でもPFASの問題が発生した。近隣の畑や住民にも影響が出た。人体にも影響がある物質。水俣病問題の構造にも似ている。服部川から水を飲んだり、服部川の水の影響を受けた農作物等で人体に入り込む。

安定型5品目の中にも分けられない物が必ず入る(その他、安定型産業廃棄物最終処分事業として危険性、訴訟に発展している案件や弁護士協会からの意見等についてもご発言)。伊賀環境サービスはどう打開するおつもりですか。

(事業者側回答)

⇒各意見や事例が存在する事実は把握しているが、我々は法律に基づいて行っていきますし、選別につきましても徹底しています。大津の事業所についても20年間、安全に事業を実施している実績もございます。仮に、判例自体が積み重なり、事業がほんとうに危険であれば廃掃法が改正されているはず。設置が禁止になるはず。

現に、昨年、大津では増量の設置許可を取得し、いま運営管理を行っています。

他の処分場がどうかではなく、我々の維持管理にかかっていると思います。

19 ほんとうに安心できると自負する事業であるならば、第三者の立入や管理を入れた事業計画を考えたほうがいいのか。素掘りの事業計画地だと見受けられ、地下水への有害物質の流入が心配です。

20 安定型5品目の中に有害物質は含まれていますか。含まれていない証左(証拠)はどのように示しますか。

(事業者側回答)

⇒有害物質が含まれていないものを受入します。契約前に中間処理業者に行って廃棄物をどのように選別しているかチェックして、きっちり選別している業者と契約します。持ってきたトラックは車両からの目視検査、臭いの検査、展開検査、判別しにくいものは受け入れない、データシートを提出してもらう等々の管理を行います。

21 目視等のチェック、即ち、同じ管理方法で安定型産業廃棄物最終処分場から有害物質が流れ出している事例が多々あることはご存じですか?御社と同じ管理方法で実施しているにもかかわらず、(許可の)差止があつたりしているのはご存じですか?

(事業者側回答)

⇒事例があることは知っています。行政処分を受けている業者はきっちり維持管理できていないからです。

22 きっちり維持管理する、有害物質を受けれないという証左(証拠)を示してください。

(事業者側回答)

⇒証拠など示せません。強いて言うなら、大津の処分場で処分を受けたことがないことが証拠です。

23 飲み水の問題や農作物への影響を考えると、人格権侵害や財産権侵害である。補償も必要である。

(事業者側回答)

⇒それら権利侵害が疑われるのであれば、三重県は許可を出さないと。われわれ事業

者側においても権利があるのでバランスの問題だと考えます。

24 事業区域やその周辺は、オオサンショウウオの保護するためのA地域に指定されている。事業（改変）回避について十分に検討しなければならないと定められている。水質悪化が見られてからでは遅い。オオサンショウウオへの影響が心配である。事業の中止を検討していただきたい。

（事業者側回答）

⇒三重県自然環境保全条例に基づいて調査しており、オオサンショウウオの権威の●●●●さんに事前に相談して、調査範囲や意見を聞いている。調査範囲において現に生息していることは確認できた。その上で、特に有害物質が流れないように対策はしっかりと実施するようにとのご意見をいただいています。影響についてご意見として受け取りました。

25 住民の6割以上が反対しているのになんで進めるの。

（事業者側回答）

⇒反対されているのは承知しています。事業計画のルールがあるのでそれに基づいて進めています。

26 オオサンショウウオが生息しているということは綺麗な水であると思える。現在、取水口は水道部と農業者と折半で管理している。（服部川での）水に悪影響があり、水道部が取水口を変更（撤退）したら、農業者だけで管理しなければならない。負担がかかるので、それは絶対避けたい。

（事業者側回答）

⇒ご意見として承りました。

27 マニフェストは簡単に通している。廃棄物検査や水質検査は住民もやらないと。ただ住民には資金がないので、事業者側で資金を預けて、互いに検査するという形でお願いしたい。

（事業者側回答）

⇒ご意見としては承りました。

28 市民の意見は、飲料水、農業用水への心配が大半である。真摯に聞いてほしい。（構造上）立入禁止のフェンス等を設置しているが、住民が事前に立ち入りたと言った場合に認めた場合、対策をする。ある程度、自由に立ち入れる体制作りが必要ではないか。地下水への影響は長期に亘ると考える。服部川の水量が多いから影響がないとかという問題ではなく、絶対に有害物質を流さない。と計画しなければならない。地域住民の生活がかかっているということを真摯に受け止めてほしい。

（事業者側回答）

⇒わかりました。

29 10年前ほどに、この地区で変なものを埋め立てて、排水がにごり水（変な水）が出て、これを解消しようとしていたけど、その会社がつぶれたことがある。そのようなことがあったので余計に神経質になる。生活環境影響調査した会社はどこか？

（事業者側回答）

⇒株式会社新洲（滋賀県栗東市）に調査業務を委託し、経験則から結果を出していただきました。今回の資料は説明会用に資料を作成しているけれど、詳細なデータは縦覧もしているし、伊賀環境サービスのホームページにも掲載しています。



30 事業においてヒューマンエラーは起こる。もっと事業を進める前に、県に出す前に、住民に説明するべきである。最終処分場は伊賀のほかにもある。この処分場は知らない。

31 東大阪の会社が何故伊賀の服部川の上流にこの事業を計画したのか。地下水の検査は毎年1回でいいのか。毎月1回でいいのか。住民は、服部川の水を生活用水、農業用水で使用している。農業もしない、水も飲まない会社がデータだけ示して大丈夫なのか。

(事業者側回答)

⇒皆様がご不安に思われ、ご懸念されていることは重々理解しています。その上で、しっかりした規模の水処理施設を設置して、それで排水させていただく計画でお示しさせていただいているつもりでございます。

32 全然計画としてなっていない。もっと住民の意見を聞いて、改善すべきところは改善すべきである。

(事業者側回答)

⇒わかりました。

33 水処理施設の設定について、「住民の安心のために設置する」と計画しているけれど、どのようなものを設置するかの説明がないのではないのか。ほかにも大きな土地があつて、どんどん広げていき、設置が義務化されていない中で、費用を抑えた形の水処理施設を設置しておしまいにするのはないのか。水処理施設の設定によって、逆に危ない水が流れる可能性を認めているのではないのか。

(事業者側回答)

⇒説明不足であると言われれば申し訳ないですけど、水処理施設の規模・設備等は図面6番・7番で載せている。基本、活性炭を入れて不純物の除去をする施設にしています。1日120m<sup>3</sup>の水を処理ができる規模設置を考えています。この規模で足りるのかを伊賀市さんと協議していきます。

34 もうこれ以上、処分場は増やさないのか。

(事業者側回答)

⇒現時点では、他の場所での計画はありませんとしか言えません。

35 事業計画には反対という前提で質問します。ゴルフ場跡地で産廃施設を計画するにあたり、住民のことを思えば、企業側は、三重県に相談する前に、法(条例)に基づかなくても、地元住民に話(相談)をしてもよかったのではないのか。

(事業者側回答)

⇒配慮が足りていなかったことについて事実だと思います。

36 大城さんと伊賀環境サービス株式会社との関係は。

(事業者側回答)

⇒伊賀環境サービスからデイリー社に対し業務委託契約を締結しており、事業計画を遂行する業務を実施しています。

37 あなたには何の権限もない。伊賀環境で権限をもった人が説明会に出席すべきではないの？

(事業者側回答)

⇒必ずしも、決定権限をもった人が説明会に出席しなければならないとは思いません。

38 なぜ本体のデイリー社でやらないのか。調査したら伊賀環境サービスの従業員は0人である。住所もデイリー社と一緒に。完全なペーパーカンパニーかなと思っている。

事業リスクがあるからペーパーカンパニーを使っているのではないか。全く誠意がないのではないか。

(事業者側回答)

⇒大津市の処分場はデイリー社ではなく、「京阪グリーン開発㈱」という会社が運営している。今回の事業については、ある種の事業リスク回避を考えていて、会社で他の事業が赤字になって、この事業が足枷にならないように考えています。許可が取得できる見込みとなったら従業員も雇用して、資金を投入します。許認可手続きにおいては造成費用、維持管理費用等の資金力の審査もあります。なので、伊賀環境サービスはこの事業の収支だけに特化して設立した会社です。

39 今回の説明会での意見を「意見書」としてHPに載せてください。

(事業者側回答)

⇒意見の内容についてはニュアンスもあり、言った言わない等の誤解も生じるので、意見書として取り扱うことはできません。ただ、説明会概要書として整理はさせていただきます。会社としては意見の内容を正確に把握し、正確に回答させていただきたいので、意見が下りの方は意見書で提出していただきたいです。概要書は公表する義務がありますので、しっかりまとめさせていただきます。

以上